

中山間地域等直接支払交付金

農山漁村振興課ふるさと創造室

中山間地域等直接支払交付金の「最終評価」について

1. 制度上の位置づけ

中山間地域等直接支払交付金実施要領（抜粋）

第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況を評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3年後に所要の見直しを行う。

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（抜粋）

第17 交付金交付の評価

- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
 - （1）中間年評価は、平成30年6月末までに実施する。
 - （2）最終評価は、平成31年8月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等について行う。

2. 県での評価

市町村作成の評価結果書を元に県としての評価結果書を作成。主な評価項目は次のとおり。

- （1）中間年評価結果に対するフォローの状況
- （2）集落マスタープランに定めた事項の取組状況
- （3）耕作放棄の防止や水路・農道の管理等の農業生産活動等の取組状況
- （4）第4期対策から新たに開始された制度等の取組状況

3. 当委員会で評価・意見等をいただきたい主な内容

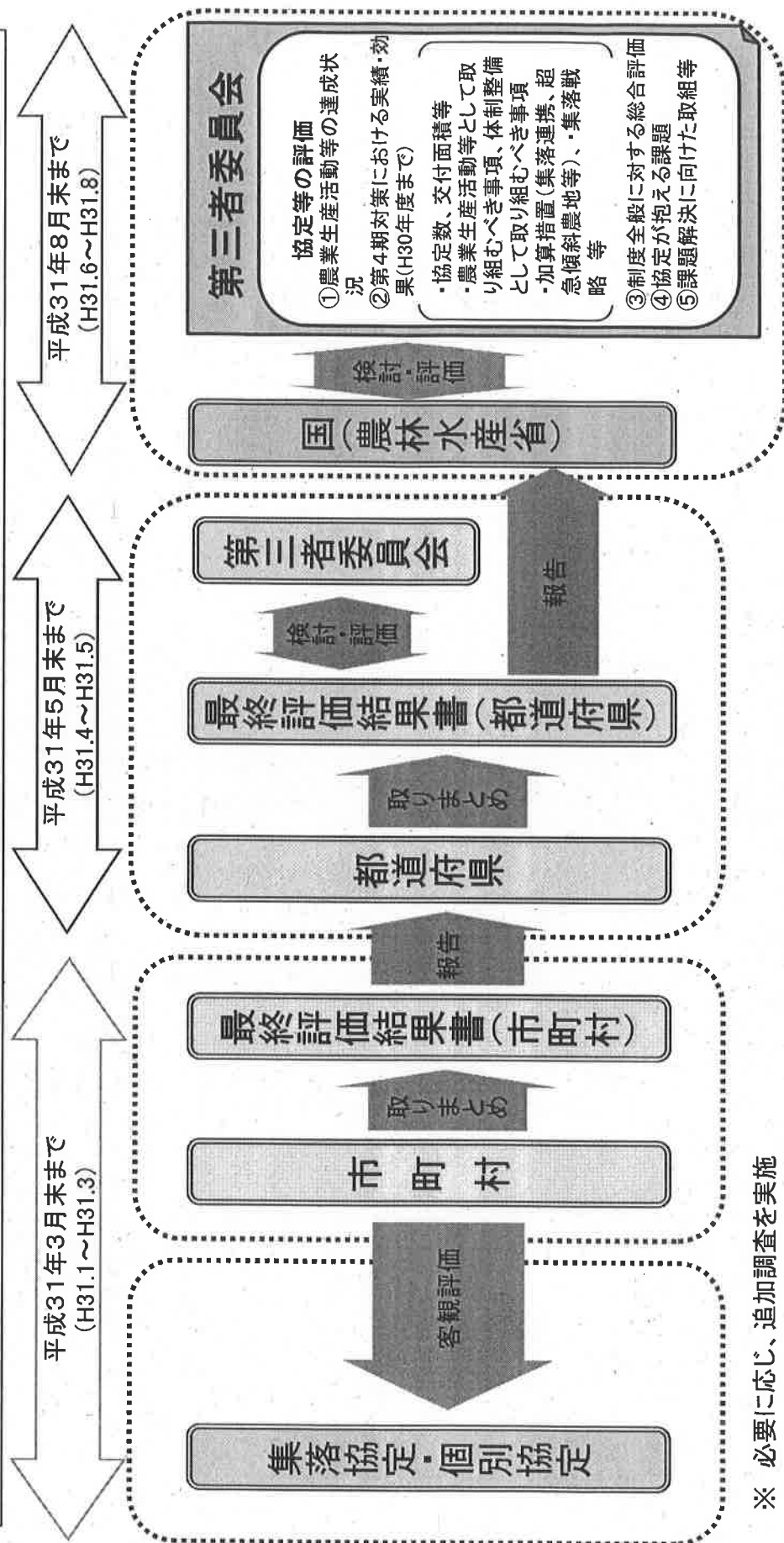
- （1）制度の実施効果
- （2）集落が本制度に取り組んだことによる効果
- （3）本制度を活用して農業生産活動を継続していくための課題や対策
- （4）本制度の取組に対する評価と今後の取組方針

4. 評価等の方法、スケジュール

- ・国への報告期限（平成31年5月31日）の都合上、書面による評価としたい。
※4月下旬頃に県から関係書類を送付します。

中山間地域等直接支払制度（第4期対策）最終評価の流れ（案）

- 市町村は、協定活動の達成状況や取組の効果等を客観的に評価。評価結果（最終評価結果書）を都道府県に報告。
- 都道府県は、市町村の評価結果を都道府県第三者委員会で検討・評価した上で、都道府県全域における効果、課題、課題解決に向けた取組等を取りまとめた「都道府県最終評価結果書」を国に報告。
- 国には都道府県段階における評価結果等を第三者委員会で検討・評価し、全国的、大局的な視点から第4期対策の効果、課題、制度のあり方等の評価結果を取りまとめ。



※ 必要に応じ、追加調査を実施

〇〇県 最終評価結果書

都道府県名		都道府県コード	
-------	--	---------	--

1 実施状況の概要(平成30年度末時点)

(1) 交付市町村数		市町村							
(2) 協定数		協定	【うち集落協定		協定	うち個別協定		協定】	
			集落協定参加者数		人				
(3) 交付面積		ha	【対象農用地面積		ha	交付面積率	#DIV/0!	%】	
			【協定締結面積		ha	協定締結面積率	#DIV/0!	%】	
			【地目別交付面積内訳	田		ha	畑		ha】
				草地		ha	採草放牧地		ha】
(4) 交付金額		千円	【うち共同取組活動分		千円	うち個人配分		千円】	

2 第4期中間年評価結果のフォロー等

項目	現状等
・指導・助言を行っている協定の現状	① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数 ② 上記のうち ・31年度までに目標達成が見込まれる協定数 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 ・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数 ③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数 ④ 上記のうち ・31年度までに目標達成が見込まれる協定数 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 ・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数

3 事項ごとの評価

項目		取組の概要及び取組により生じた効果	
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項			
		取組に対する評価及び関連する課題	
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	・耕作放棄の防止等の活動	取組の概要及び取組により生じた効果	
		① 協定締結面積 ② 農振農用地区域への編入面積 ③ 既荒廃農地の復旧面積	集落協定 個別協定 ha ha ha ha ha ha
		取組に対する評価及び関連する課題	

	・水路、農道等の管理活動	取組の概要及び取組により生じた効果		
		① 管理する水路の延長 ② 管理する農道の延長	集落協定 ① m ② m	個別協定 ① m ② m
		取組に対する評価及び関連する課題		
	・多面的機能を増進する活動	取組の概要及び取組により生じた効果		
		① 周辺林地の下草刈の面積 ② 棚田オーナー制度の対象面積 ③ 市民農園等の面積 ④ 体験民宿等の施設数 ⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数 ⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数	集落協定 ① ha ② ha ③ ha ④ 施設 ⑤ 協定 ⑥ 協定	個別協定 ① ha ② ha ③ ha ④ 施設 ⑤ 協定 ⑥ 協定
		取組に対する評価及び関連する課題		
(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	・A要件	取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)		
		① 機械・農作業の共同化への取組面積 ② 高付加価値型農業の実践への取組面積 ③ 農業生産条件の強化への取組面積 ④ 担い手への農地集積への取組面積 ⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積	ha ha ha ha ha	
		取組に対する評価及び関連する課題		
	・B要件【第4期対策新規措置】	取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)		
		① 集落協定への新規参加者数 うち女性 うち若者 うちNPO法人 うちその他【 】 ② 新規就農者等確保数 ③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数 ④ 消費・支出の呼び込みの取組面積	人 人 人 法人 人・団体 人 協定 ha	

	・その他	取組の概要及び取組により生じた効果
		取組に対する評価及び関連する課題

4 本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価

上記1～3を踏まえ、評価区分(A～G)を別紙から選択し、本制度の第4期対策の総合的な評価及び評価区分を選択した理由について記載して下さい。また、本制度の実施効果について、①から⑬までの項目の該当すると考えるものすべてに○印を記入して下さい。

評価区分	総合評価
	① 地域の実情に応じて交付金が活用できた
	② 一定期間、安定して交付金が交付された
	③ 集落の活性化に関する話し合いが活発化した
	④ 集落ぐるみでの農地維持の意識が醸成された
	⑤ 集落の自由で自発的な活動計画(協定)に基づく取組ができた
	⑥ 農地の将来的な維持管理の見通しが共有できた
	⑦ 新たな人材の受け入れや多様な組織等との連携に対する意識が醸成された
	⑧ 集落間連携への意識が醸成された
	⑨ 農業生産性の向上や所得向上など前向きな取組への意識が醸成された
	⑩ 継続的な農地等維持への意識が醸成された
	⑪ 農産物価格の変動に左右されない所得(個人配分)が確保された
	⑫ その他の効果【 】
	⑬ 効果なし
都道府県第三者委員会の意見	

5 第1期対策から第4期対策までの効果等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果、管内市町村の集落において、協定締結前(第4期対策以前の期間も含む。)と変わったと感じる事項をすべて選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。また、取組期間の長短による集落の変化等の違いや、第4期対策での特別な変化等があればその内容についても記載してください。

事項	変化等の詳細や変化等があったと考える理由
① 耕作放棄地の発生が防止された	
② 寄合、イベント、共同活動の活発化など農村協働力(集落機能)の向上・維持につながった	
③ 水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった	
④ 鳥獣被害が防止された	
⑤ 多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した	
⑥ 集落営農、認定農業者など担い手が確保された	
⑦ 担い手への農地集積が進んだ	
⑧ 農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ	

	⑨ 新規就農者や協定活動の核となる新たな人材の受入が行われた	
	⑩ 高収益作物の導入、加工・直売、農家レストランの開業など所得向上の取組が行われた	
	⑪ 都市住民や非農家との交流が活発になった	
	⑫ 協定参加者の世代交代(若返り)が進んだ	
	⑬ 高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった	
	⑭ 高齢者や子育て世代への支援など定住条件が整備された	
	⑮ その他	
都道府県第三者委員会の意見		

6 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等

管内市町村の集落において、本制度を活用して農業生産活動を継続していくための課題をすべて選び、その詳細及び対策(実施しているものを含む。)を記載してください。

事項		課題の詳細及び対策
人員・人材に関する課題	① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	
	② 担い手の不在	
	③ リーダーや活動の核となる人材の不足	
営農に関する課題	④ 農地の生産条件(圃場条件)の不利	
	⑤ 野生鳥獣の被害	
	⑥ 農業収入の減少	
	⑦ 農作業の省力化	
農村協働力(集落機能)に関する課題	⑧ 農村協働力(集落機能)の低下・共同取組活動の衰退	
	⑨ 集落内の話し合い回数の減少	
	⑩ 中山間地域の生活環境の改善	
本制度に関する課題	⑪ 交付金返還措置への不安	
	⑫ 行政との連携不足	
	⑬ 事業要件の見直し(協定期間(5年間)の短縮や交付単価の見直し等)	
	⑭ 事務負担の軽減	
	⑮ その他	
	⑯ 課題等はない	
都道府県第三者委員会の意見		

7 対象農用地を有するものの本制度に取り組んでいない理由

対象農用地を有するものの中山間地域等直接支払制度に取り組んでいない農業集落について、取組を行わない理由を記載してください。

取組を行わない理由

8 取組の評価と今後の取組方針

以下の項目毎に、中山間地域等直接支払制度のこれまでの取組に対する評価を記載するとともに、集落等の課題を踏まえた今後の取組方針について記載してください。また、基礎単価で交付を受けている集落と体制整備単価で交付を受けている集落の違いや、加算措置を受けている集落で見られる特色などについて具体的に記載してください。

事項	影響等及び今後の取組方針
① 耕作放棄の防止、農道・水路の維持管理、多面的機能の増進	
② 農業生産体制の整備(担い手・協定の核となる人材の確保、農地集積等の取組)	
③ 所得形成(農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組)	
④ 農村協働力(集落機能)の向上・維持、集落コミュニティの活性化	
⑤ 集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化	
⑥ 超急傾斜農地の保全活動	
⑦ その他(省力化等)	
⑧ ①から⑦の取組に関連した交付金の配分方法、使途のあり方	
都道府県第三者委員会の意見	

9 本制度に対する意見等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果を踏まえた、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見

(別紙)

中山間地域等直接支払制度の総合評価の区分について

区分	総合評価の結果	説明
A	おおいに評価できる	制度を非常に高く評価している場合
B	おおむね評価できる	制度の大部分について評価している場合
C	やや評価できる	制度を少しだけ評価している場合
D	さほど評価できない	制度をたいして評価していない場合
E	ほとんど評価できない	制度を全く評価しないわけではないが、それに近い程度しか評価していない場合
F	全く評価できない	制度を一切評価していない場合
G	その他	上記の区分を選択できない場合